

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 3年 1月20日	第86号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市敬老パス条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(健福・総務課)	(第1号) 4
告 示		
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課)	(第10号) 5
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課)	(第11号) 8
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第12号) 10
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第13号) 13
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第14号) 16
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退	(健福・保護課)	(第15号) 18
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第16号) 19
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第17号) 20
○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第18号) 21
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第19号) 22
○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第20号) 24
消 防 局 告 示		
○ 防火管理に関する講習の実施について		(第1号) 25
○ 防災管理に関する講習の実施について		(第2号) 30

交 通 局 管 理 規 程

○ 初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正	(第1号)	34
<hr/>		
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	36
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	39
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	42
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	46
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	49
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	52
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	55
<hr/>		

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市敬老パス条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第1号）

1 内容

名古屋市敬老パス条例の一部を改正する条例（令和 2年名古屋市条例第42号）の施行期日を令和 4年 2月 1日と定めるものです。

名古屋市敬老パス条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 3年 1月15日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第 1号

名古屋市敬老パス条例の一部を改正する条例の施行期日を定める
規則

名古屋市敬老パス条例の一部を改正する条例（令和 2年名古屋市条例第42号）
の施行期日は、令和 4年 2月 1日とする。

名古屋市告示第10号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第79条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 3年 1月12日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
アイエルサポート株式会社	訪問看護ステーション 虹心	名古屋市名東区一社二丁目 6番地	令和 2年 12月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
ナースコール株式会社	ナースコール 藤が丘	名古屋市名東区藤見が丘59番地	令和 2年 12月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
合同会社 R h y z m	こころの訪問看護ステーション和音	名古屋市天白区大坪二丁目1801番地	令和 2年 12月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 A R I O N	ヘルパーステーション たつ	名古屋市千種区池下一丁目 2番	令和 2年 12月 1日	訪問介護

	ち	21号		
岩瀬商事株式会社	鈴の里	名古屋市中川区 かの里三丁目 603番地の2	令和2年 12月1日	訪問介護
株式会社ケア リッツ・アン ド・パートナ ーズ	ケアリッツ高 畑	名古屋市中川区 高畑三丁目134 番地	令和2年 12月1日	訪問介護
合同会社Un iteU	訪問介護事業 所Uact	名古屋市中川区 高畑三丁目142 番地	令和2年 12月1日	訪問介護
有限会社ソル ティー・ジャ パン	デイサービス すまいる	名古屋市南区豊 二丁目13番27号	令和2年 12月1日	通所介護
合同会社高齢 者福祉施設み んなのおうち	訪問介護みん なのおうち	名古屋市守山区 四軒家一丁目 1507番地	令和2年 12月1日	訪問介護
有限会社あし たば癒しの杜	あしたば訪問 介護ステーシ ョン癒しの杜	名古屋市守山区 大字中志段味字 唐池462番地の 66	令和2年 12月1日	訪問介護
合同会社He attail	ヘルパーステ ーション滝ノ 水	名古屋市緑区万 場山一丁目1711 番地	令和2年 12月1日	訪問介護
ナースコール 株式会社	ケアコール藤 が丘	名古屋市名東区 藤見が丘59番地	令和2年 12月1日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月	サービスの種類
--------	--------	---------	------	---------

			日	
株式会社イー ライフジャパン	早稲田イーラ イフ城北	名古屋市北区安 井三丁目 8番 7 号	令和 2年 12月 1日	地域密着型通所介 護
グッドケア株 式会社	デイサービス センター い っぱい 笑顔	名古屋市西区上 名古屋二丁目15 番12号	令和 2年 12月 1日	地域密着型通所介 護
エイジスジャ パン株式会社	金木犀A n n e x	名古屋市中村区 稲葉地本通 2丁 目18番地	令和 2年 12月 1日	地域密着型通所介 護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社L i f e・遊	サンスマイル 千種	名古屋市千種区 竹越二丁目 8番 27号	令和 2年 12月 1日	居宅介護支援
みなと医療生 活協同組合	みなと医療生 活協同組合 ケアプランセ ンターかめじ ま	名古屋市中村区 亀島一丁目 5番 30号— 1	令和 2年 12月 1日	居宅介護支援
株式会社ナー シングケアハ ート	名古屋ケアプ ランセンター	名古屋市中区金 山一丁目14番 9 号	令和 2年 12月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第11号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 3年 1月12日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社ふご せん	訪問看護ステ ーションつく しんぼ	名古屋市中川区 大当郎三丁目 2316番地	令和 2年 10月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社よし	訪問介護 に しほ	名古屋市中川区 高杉町 251番地	令和 2年 10月14日	訪問介護
株式会社清和	デイサービス すまいる	名古屋市南区豊 二丁目13番27号	令和 2年 10月30日	通所介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理	サービスの種類
--------	--------	---------	------	---------

			年月日	
株式会社エナジー	デイサービスセンター あおば	名古屋市西区名古屋二丁目14番 3号	令和 2年 10月21日	地域密着型通所介護
特定非営利活動法人ひなた	デイサービス いっぱい笑顔	名古屋市西区上名古屋二丁目15番12号	令和 2年 10月29日	地域密着型通所介護
合同会社高齢者福祉施設 みんなのおうち	高齢者福祉施設 みんなのおうち	名古屋市守山区四軒家一丁目1507番地	令和 2年 10月30日	地域密着型通所介護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社エフオート	あこサポート居宅介護支援センター	名古屋市千種区覚王山通 8丁目32番地	令和 2年 10月14日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第12号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 1月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	指定年月日
池間眼科	名古屋市瑞穂区桜見町 1丁目 3番地の 1	令和 2年11月 1日
瑞穂ガーデンクリニック	名古屋市瑞穂区彌富町字上山 180番地の 1	令和 2年11月 1日
みずほキッズクリニック	名古屋市瑞穂区八勝通 2丁目12番地の 1	令和 2年12月 1日
しょうわ橋内科外科クリニック	名古屋市中川区外新町 2丁目45番地	令和 2年12月 1日
なるけ在宅クリニック	名古屋市名東区上社四丁目 131番地	令和 2年11月 1日

2 歯科

医療機関名	所在地	指定年月日
加藤歯科診療所	名古屋市西区新道二丁目 6番20号	令和 2年10月 1日
あしかり歯科	名古屋市中村区烏森町 1丁目 132番地	令和 2年11月 1日
加藤歯科	名古屋市南区鶴見通 2丁目 2番地	令和 2年 9月 1日

3 薬局

医療機関名	所在地	指定年月日
きょうめい薬局	名古屋市千種区京命二丁目 3番22号	令和 2年12月 1日
ユニファーマシー こうのみ薬局	名古屋市西区香呑町 6丁目50番地	令和 2年11月 1日
薬局マツモトキョ シ名古屋いりなか 店	名古屋市昭和区隼人町 7番地の 7	令和 2年12月 1日
有限会社アサヒ薬 局日比野店	名古屋市熱田区比々野町36番地の 5	令和 2年11月 1日

4 訪問看護

医療機関名	所在地	指定年月日
社会医療法人愛生 会愛生訪問看護ス テーション平安通	名古屋市北区東大曾根町上 1丁目 828番地	令和 2年10月21日

あいりす訪問看護 ステーション	名古屋市西区秩父通 2丁目12番地	令和 2年 9月 1日
ぬくケア八田訪問 看護	名古屋市中村区横井二丁目 141番地 の 1	令和 2年11月 1日
みんなのかかりつ け訪問看護ステー ション名古屋	名古屋市中区松原三丁目 4番27号	令和 2年11月 1日
訪問看護ステーシ ョンナーシア	名古屋市守山区大字下志段味字風越 1982番地の 1	令和 2年10月 1日
ななおと訪問看護 ステーション	名古屋市緑区倉坂1515番地	令和 2年11月16日
ナースコール藤が 丘	名古屋市名東区藤見が丘59番地	令和 2年12月 1日
訪問看護ステーシ ョン虹心	名古屋市名東区一社二丁目 6番地	令和 2年12月 1日
こころの訪問看護 ステーション和音	名古屋市天白区大坪二丁目1801番地	令和 2年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第13号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 3年 1月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	旧	愛知県がんセンター中央病院
	新	愛知県がんセンター
所 在 地	名古屋市千種区鹿子殿 1番 1号	
変 更 年 月 日	平成31年 4月 1日	

医 療 機 関 名	旧	十全クリニック
	新	新生会クリニック
所 在 地	旧	名古屋市瑞穂区茨木町88番地
	新	名古屋市瑞穂区玉水町 1丁目 3番地の 2
変 更 年 月 日	令和 2年11月 1日	

医 療 機 関 名	もり在宅クリニック
-----------	-----------

所在地	旧	名古屋市中川区高畑四丁目67番地
	新	名古屋市中川区高畑二丁目14番地
変更年月日	令和 2年12月 1日	

2 歯科

医療機関名	旧	愛知県がんセンター中央病院
	新	愛知県がんセンター
所在地	名古屋市千種区鹿子殿 1番 1号	
変更年月日	平成31年 4月 1日	

3 薬局

医療機関名	旧	もみじ薬局
	新	あおぞら薬局
所在地	名古屋市西区浅間二丁目 7番18号	
変更年月日	令和 2年11月 1日	

医療機関名	旧	スギ薬局正保店
	新	スギ薬局正保調剤店
所在地	旧	名古屋市港区正保町 6丁目 2番地
	新	名古屋市港区正保町 6丁目32番地の 1
変更年月日	令和 2年11月22日	

4 訪問看護

医療機関名	旧	訪問看護ステーションなごみ
	新	看護クラーク新栄
所在地	名古屋市中区新栄二丁目43番26号	
変更年月日	令和 2年 8月 1日	

医療機関名	訪問看護ステーション家暖
-------	--------------

所在地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字上東禅寺2592番地
	新	名古屋市守山区大字下志段味字北荒田2353番地の2
変更年月日	令和2年4月1日	

医療機関名	ナースステーション名東	
所在地	旧	名古屋市名東区名東本通5丁目1番地
	新	名古屋市名東区名東本通3丁目31番地
変更年月日	令和2年3月7日	

医療機関名	こま訪問看護ステーション	
所在地	旧	名古屋市天白区平針二丁目1104番地
	新	名古屋市天白区島田二丁目408番地
変更年月日	令和2年11月1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第14号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 1月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	廃止年月日
大森耳鼻咽喉科	名古屋市北区黒川本通 4丁目14番地	令和 2年11月 1日
てらべ整形外科	名古屋市西区野南町95番地	令和 2年11月 1日
瑞穂ガーデンクリニック	名古屋市瑞穂区彌富町字上山 180番地の 1	令和 2年11月 1日
藤原クリニック	名古屋市中川区万場一丁目 115番地	令和 2年11月 6日
医療法人近藤皮膚科	名古屋市緑区鳴海町字花井町41番地の 1	令和 2年11月 1日

なるけクリニック	名古屋市名東区上社四丁目 131番地	令和 2年11月 1日
----------	--------------------	-------------

2 歯科

医療機関名	所在地	廃止年月日
あしかり歯科	名古屋市中村区烏森町 1丁目 132番地	令和 2年11月 1日
加藤歯科	名古屋市南区鶴見通 2丁目 2番地	令和 2年 9月 1日

3 薬局

医療機関名	所在地	廃止年月日
イソガワ薬局	名古屋市西区上小田井一丁目 402番地の 1	令和 2年10月31日
ユニファーマシー こうのみ薬局	名古屋市西区香呑町 6丁目50番地	令和 2年11月 1日
オハナ薬局	名古屋市熱田区比々野町70番地の 6	令和 2年11月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第15号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 3年 1月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医療機関名	所在地	辞退年月日
スリーズ歯科	名古屋市緑区鳴海町字三皿20番地の15	令和 2年12月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第16号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 1月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	指定年月日
てらべ整形外科	名古屋市西区野南町95番地	令和 2年11月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第17号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 1月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	廃止年月日
池間眼科	名古屋市瑞穂区桜見町 1丁目 3番地の 1	令和 2年11月 1日

2 歯科

医療機関名	所在地	廃止年月日
加藤歯科診療所	名古屋市西区新道二丁目 6番20号	令和 2年10月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第18号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 1月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医療機関名	所在地	指定年月日
はみんぐケア歯科 クリニック	名古屋市緑区南大高一丁目 313番地	令和 2年 9月 1日

2 薬局

医療機関名	所在地	指定年月日
ミントみどり薬局	名古屋市緑区水広一丁目 901番地	令和 2年10月16日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第19号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 1月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
KE i ROW名豊 刈谷ステーション	愛知県刈谷市若松町 4-35	令和 2年11月17日
山本 大輔		
リーフマッサージ 治療院長久手店	愛知県長久手市岩作中脇 4番地	令和 2年11月 5日
中根 利治		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
KE i ROW名豊 刈谷ステーション	愛知県刈谷市若松町 4-35	令和 2年11月17日
山本 大輔		
リーフマッサージ 治療院長久手店	愛知県長久手市岩作中脇 4番地	令和 2年11月 5日
中根 利治		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第20号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 1月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
はりきゅうらむらむ治療院	名古屋市天白区元八事三丁目 191番地	令和 2年11月 5日
上村 直弘		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市消防局告示第 1号

防火管理に関する講習の実施について

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第 3条第 1項第 1号イに規定する甲種防火対象物の防火管理に関する講習（以下「甲種防火管理講習」という。）及び同項第 2号イに規定する乙種防火対象物の防火管理に関する講習（以下「乙種防火管理講習」という。）は、次のとおり実施します。

令和 3年 1月13日

名古屋市消防長 小 出 豊 明

1 日時、場所及び定員

(1) 甲種防火管理講習

ア 甲種防火管理新規講習

区分	講習日	講習時間	講習場所	定員
第 1回	令和 3年 4月15日（木） 及び同月16日（金）	第 1日目 午前 9時30分から 午後 4時10分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 250名
第 2回	令和 3年 5月20日（木） 及び同月21日（金）	第 2日目		
第 3回	令和 3年 6月 5日（土） 及び同月 6日（日）	午前 9時30分から 午後 4時30分まで		
第 4回	令和 3年 6月17日（木） 及び同月18日（金）			
第 5回	令和 3年 7月31日（土） 及び同年 8月 1日（日）			
第 6回	令和 3年 8月19日（木） 及び同月20日（金）			
第 7回	令和 3年 9月14日（火） 及び同月15日（水）			
第 8回	令和 3年10月 5日（火） 及び同月 6日（水）			
第 9回	令和 3年11月27日（土） 及び同月28日（日）			

第10回	令和 3年12月20日 (月) 及び同月21日 (火)		
第11回	令和 4年 1月 6日 (木) 及び同月 7日 (金)		
第12回	令和 4年 2月21日 (月) 及び同月22日 (火)		

イ 甲種防火管理再講習

区分	講習日	講習時間	講習場所	定員
第 1回	令和 3年 4月13日 (火)	午後 1時20分から 午後 4時10分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 24名
第 2回	令和 3年 5月17日 (月)			
第 3回	令和 3年 6月23日 (水)			
第 4回	令和 3年 7月20日 (火)			
第 5回	令和 3年 8月12日 (木)			
第 6回	令和 3年 9月17日 (金)			
第 7回	令和 3年10月 7日 (木)			
第 8回	令和 3年12月 8日 (水)			
第 9回	令和 4年 1月17日 (月)			
第10回	令和 4年 2月10日 (木)			
第11回	令和 4年 3月 4日 (金)			

(2) 乙種防火管理講習

区分	講習日	講習時間	講習場所	定員
第 1回	令和 3年 4月12日 (月)	午前 9時30分から 午後 4時30分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 187名
第 2回	令和 3年 6月 1日 (火)			
第 3回	令和 3年 8月25日 (水)			
第 4回	令和 3年10月 8日 (金)			
第 5回	令和 3年12月 7日 (火)			
第 6回	令和 4年 1月23日 (日)			
第 7回	令和 4年 2月17日 (木)			

2 受講申込手続

(1) 申込期間、申込先等

ア 甲種防火管理講習

(7) 甲種防火管理新規講習

区分	申込期間	申込時間	申込先
第1回	令和3年1月13日(水)から 同年3月31日(水)まで	午前8時45分から 午後5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第2回	令和3年1月13日(水)から 同年5月5日(水)まで		
第3回	令和3年1月13日(水)から 同年5月21日(金)まで		
第4回	令和3年1月13日(水)から 同年6月2日(水)まで		
第5回	令和3年1月13日(水)から 同年7月16日(金)まで		
第6回	令和3年1月13日(水)から 同年8月4日(水)まで		
第7回	令和3年1月13日(水)から 同年8月30日(月)まで		
第8回	令和3年1月13日(水)から 同年9月20日(月)まで		
第9回	令和3年1月13日(水)から 同年11月12日(金)まで		
第10回	令和3年1月13日(水)から 同年12月5日(日)まで		
第11回	令和3年1月13日(水)から 同年12月22日(水)まで		
第12回	令和3年1月13日(水)から 令和4年2月6日(日)まで		

(イ) 甲種防火管理再講習

区分	申込期間	申込時間	申込先
第1回	令和3年1月13日(水)から 同年3月29日(月)まで	午前8時45分から 午後5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第2回	令和3年1月13日(水)から 同年5月2日(日)まで		
第3回	令和3年1月13日(水)から 同年6月8日(火)まで		
第4回	令和3年1月13日(水)から 同年7月5日(月)まで		

第 5回	令和 3年 1月13日 (水) から 同年 7月28日 (水) まで	
第 6回	令和 3年 1月13日 (水) から 同年 9月 2日 (木) まで	
第 7回	令和 3年 1月13日 (水) から 同年 9月22日 (水) まで	
第 8回	令和 3年 1月13日 (水) から 同年11月23日 (火) まで	
第 9回	令和 3年 1月13日 (水) から 令和 4年 1月 2日 (日) まで	
第10回	令和 3年 1月13日 (水) から 令和 4年 1月26日 (水) まで	
第11回	令和 3年 1月13日 (水) から 令和 4年 2月17日 (木) まで	

イ 乙種防火管理講習

区分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	令和 3年 1月13日 (水) から 同年 3月28日 (日) まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 2回	令和 3年 1月13日 (水) から 同年 5月17日 (月) まで		
第 3回	令和 3年 1月13日 (水) から 同年 8月10日 (火) まで		
第 4回	令和 3年 1月13日 (水) から 同年 9月23日 (木) まで		
第 5回	令和 3年 1月13日 (水) から 同年11月22日 (月) まで		
第 6回	令和 3年 1月13日 (水) から 令和 4年 1月 8日 (土) まで		
第 7回	令和 3年 1月13日 (水) から 令和 4年 2月 2日 (水) まで		

(2) 申込方法

ア 名古屋市消防局予防部予防課並びに市内各消防署及び消防署出張所に備付けの受講申込書に必要事項を記入し、直接お申込みください。

イ 申込みに際しては、写真（申込み前 6箇月以内に撮影した無帽、正面上三分身の縦 4センチメートル、横 3センチメートルのもの） 2枚を持参してください。

ウ 甲種防火管理再講習の申込みに際しては、甲種防火管理講習の修了証

を持参してください。

(3) その他

申込期間中でも定員になり次第、受講申込みの受付を締め切ります。

3 手数料

(1) 甲種防火管理新規講習

2,000円

(2) 甲種防火管理再講習

1,500円

(3) 乙種防火管理講習

1,500円

名古屋市消防局予防部予防課

名古屋市消防局告示第 2号

防災管理に関する講習の実施について

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第47条第 1項第 1号に規定する防災管理対象物の防災管理に関する講習は、次のとおり実施します。

令和 3年 1月13日

名古屋市消防長 小 出 豊 明

1 日時、場所及び定員

(1) 防災管理新規講習

区分	講習日	講習時間	講習場所	定員
第 1回	令和 3年 5月19日（水）	午前 9時30分から 午後 4時00分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 187名
第 2回	令和 3年 9月16日（木）			
第 3回	令和 4年 2月15日（火）			

(2) 防災管理再講習

区分	講習日	講習時間	講習場所	定員
第 1回	令和 3年 5月24日（月）	午後 1時30分から 午後 4時00分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 24名
第 2回	令和 3年 9月21日（火）			
第 3回	令和 4年 2月 9日（水）			

(3) 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習

区分	講習日	講習時間	講習場所	定員
第 1回	令和 3年 4月26日（月） 及び同月27日（火）	午前 9時15分から 午後 5時15分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番	各回 250名

第 2回	令和 3年 6月14日 (月) 及び同月15日 (火)	13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター
第 3回	令和 3年 8月10日 (火) 及び同月11日 (水)	
第 4回	令和 3年 9月 9日 (木) 及び同月10日 (金)	
第 5回	令和 3年10月23日 (土) 及び同月24日 (日)	
第 6回	令和 3年12月23日 (木) 及び同月24日 (金)	
第 7回	令和 4年 2月 7日 (月) 及び同月 8日 (火)	
第 8回	令和 4年 3月14日 (月) 及び同月15日 (火)	

(4) 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習

区分	講習日	講習時間	講習場所	定員
第 1回	令和 3年 5月25日 (火)	午後 1時30分から 午後 5時10分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 187名
第 2回	令和 3年 8月18日 (水)			
第 3回	令和 3年10月12日 (火)			
第 4回	令和 4年 2月 3日 (木)			

2 受講申込手続

(1) 申込期間、申込先等

ア 防災管理新規講習

区分	申込期間	申込時間	申込先
第 1回	令和 3年 1月13日 (水) から 同年 5月 4日 (火) まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 2回	令和 3年 1月13日 (水) から 同年 9月 1日 (水) まで		
第 3回	令和 3年 1月13日 (水) から 令和 4年 1月31日 (月) まで		

イ 防災管理再講習

区分	申込期間	申込時間	申込先
第 1回	令和 3年 1月13日 (水) から 同年 5月 9日 (日) まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防

第 2回	令和 3年 1月13日 (水) から 同年 9月 6日 (月) まで	課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 3回	令和 3年 1月13日 (水) から 令和 4年 1月25日 (火) まで	

ウ 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習

区分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	令和 3年 1月13日 (水) から 同年 4月11日 (日) まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 2回	令和 3年 1月13日 (水) から 同年 5月30日 (日) まで		
第 3回	令和 3年 1月13日 (水) から 同年 7月26日 (月) まで		
第 4回	令和 3年 1月13日 (水) から 同年 8月25日 (水) まで		
第 5回	令和 3年 1月13日 (水) から 同年10月 8日 (金) まで		
第 6回	令和 3年 1月13日 (水) から 同年12月 8日 (水) まで		
第 7回	令和 3年 1月13日 (水) から 令和 4年 1月23日 (日) まで		
第 8回	令和 3年 1月13日 (水) から 令和 4年 2月27日 (日) まで		

エ 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習

区分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	令和 3年 1月13日 (水) から 同年 5月10日 (月) まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 2回	令和 3年 1月13日 (水) から 同年 8月 3日 (火) まで		
第 3回	令和 3年 1月13日 (水) から 同年 9月27日 (月) まで		
第 4回	令和 3年 1月13日 (水) から 令和 4年 1月19日 (水) まで		

(2) 申込方法

ア 名古屋市消防局予防部予防課並びに市内各消防署及び消防署出張所に
備付けの受講申込書に必要事項を記入し、直接お申込みください。

イ 申込みに際しては、写真（申込み前 6箇月以内に撮影した無帽、正面

上三分身の縦 4センチメートル、横 3センチメートルのもの) 2枚を持参してください。

ウ 防災管理再講習並びに甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習の申込みに際しては、該当する講習の修了証を持参してください。

(3) その他

申込期間中でも定員になり次第、受講申込みの受付を締め切ります。

3 手数料

(1) 防災管理新規講習

1,500円

(2) 防災管理再講習

1,500円

(3) 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習

2,000円

(4) 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習

1,500円

名古屋市消防局予防部予防課

名古屋市交通局管理規程第1号

初任給、昇格及び昇給等に関する規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

令和3年1月13日

名古屋市交通局長 河野和彦

附則第7項の表を次のように改める。

年 齢	金 額	
	企業職給料表(1)の適用を受ける職員である場合	企業職給料表(3)又は企業職給料表(4)の適用を受ける職員である場合
18歳		145,700円
19		148,600
20	146,600円	150,100
21	149,000	151,500
22	152,500	154,400
23	156,100	157,300
24	160,600	163,000
25	163,500	164,400
26	170,500	167,300
27	174,700	173,000
28	177,500	178,600
29	180,300	184,000
30	185,900	186,500
31	191,200	188,400
32	196,800	188,400
33	196,800	188,400
34	196,800	192,000
35	196,800	192,900
36	196,800	193,700

37	197,900	194,700
38	200,100	195,700
39	203,100	195,700
40	206,500	198,800
41	206,500	198,800
42	206,500	198,800
43	206,500	203,000
44	206,500	203,000
45歳以上	206,500	203,000

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年1月13日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクシオス千種

名古屋市中区新栄三丁目2019番地 ほか 5筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前		変更後	
名古屋市中区新栄三丁目2019番地 外 5筆		名古屋市中区新栄三丁目2019番地 ほか 5筆	

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の 氏 名	住 所	名 称	代表者の 氏 名	住 所
—	—	—	日本通運(株)	代表取締役 齋藤 充	東京都港区 東新橋一丁 目 9番 3号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更 年月 日
	名 称	代表者の 氏 名	住 所	名 称	代表者の 氏 名	住 所	
1	(株)フィット ハウス	代表取締役 吉田 健治	岐阜県可児 市下恵土 868番地	(株)サマンサ タバサジャ パンリミテ ッド	代表取締役 門田 剛	東京都港区 三田一丁目 4番 1号	令和 2年 7月 21日

2	—	—	—	株ホワイト ハウス	代表取締役 木村 文夫	名古屋市名 東区本郷三 丁目 139 番 地	平成 26年 3月 21日
---	---	---	---	--------------	----------------	---------------------------------	------------------------

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、令和 2年12月25日
- (2) 設置者については、平成26年 3月21日
- (3) 小売業者については、2(3)で既述

4 変更する理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者については、追加のため
- (3) No. 1の小売業者については、合併に伴う名称及び住所並びに代表者変更のため
- (4) No. 2の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 2年12月25日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 1月13日から同年 5月13日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に

ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 5月13日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年1月13日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ大高インター店

名古屋市緑区大高町字定納山14番地の85

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
生活協同組合コープあいち	理事 寺本 康美	名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀25番地の1	変更なし	代表理事 森 政広	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所	
1	名古屋市勤労市民生活協同組合	理事 寺本 康美	名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀25番地の1	生活協同組合コープあいち	代表理事 森 政広	変更なし	平成29年7月11日

2	(株)魚彦	代表取締役 水谷 八郎	名古屋市熱 田区八番二 丁目16番12 号	—	—	—	平成 10年 11月 21日
---	-------	----------------	--------------------------------	---	---	---	-------------------------

3 変更の日

- (1) 設置者については、平成29年 7月11日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1の小売業者については、名称及び代表者変更のため
- (3) No. 2の小売業者については、退店のため

5 届出の日

令和 2年12月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 1月13日から同年 5月13日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 5月13日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 4項により同法第 6条第 2項の規定による届出とみなし次のとおり公告します。

令和 3年 1月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ平針店

名古屋市天白区平針二丁目1201番地 ほか 8筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻		閉店時刻	
変更前	変更後	変更前	変更後
午前10時00分	午前 9時00分	午前 9時00分	変更なし

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
駐車場①	午前 9時30分から 午後 9時30分まで	午前 8時30分から 午後 9時30分まで
駐車場②		
駐車場③		

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯	
	変更前	変更後
建物西側荷さばき施設	午前 6時00分から 午後 8時00分まで	午前 6時00分から 午後 9時00分まで

3 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
ユニー(株)	代表取締役 関口 憲司	愛知県稲沢市天池五反田町 1番地
(有)平針ビル	代表取締役 中島 敏夫	名古屋市天白区平針二丁目1203番地
落合 直子	—	名古屋市天白区植田三丁目 810番地

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
ユニー(株)	代表取締役 関口 憲司	愛知県稲沢市天池五反田町 1番地
(株)スイートガーデン	代表取締役 富川 俊昭	神戸市西区高塚台 5丁目 4番地 1
(有)ユニコ	代表取締役 児玉 満江	名古屋市名東区香流三丁目 910番地 1
田代 雅美	—	名古屋市西区稲生町 4丁目14番地
川出 由比子	—	名古屋市天白区植田東三丁目 406番 地

4 大規模小売店舗の変更をする日

令和 3年 2月20日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,652平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

193台

(2) 駐輪場の収容台数

90台

(3) 荷さばき施設の面積

135.46平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

79.65立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

上記2(1)で既述

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

上記2(2)で既述

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数

11箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

上記2(3)で既述

8 届出の日

令和 2年12月18日

9 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

天白区役所情報コーナー

10 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 1月13日から同年 5月13日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 11 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 5月13日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年1月13日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

BINO 栄

名古屋市中区錦三丁目2408番 ほか 3筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
日本生命栄ビル	BINO 栄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後		
	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住所	名称	代表者の 氏名	住所
1	—	—	—	スギホール ディングス (株)	代表取締役 杉浦 広一	愛知県大府 市横根町新 江62番地の 1
2	—	—	—	リシュモン ジャパン(株)	代表取締役 三木 均	東京都千代 田区麴町一 丁目 4番地
3	—	—	—	(株)ホッタ	代表取締役 堀田 峰明	東京都中央 区銀座七丁 目13番10号

4	—	—	—	LVMHウ オッチ・ジ ユエリー ジャパン(株)	代表取締役 ノルベール ・ルレ	東京都千代 田区平河町 二丁目 1番 1号
5	—	—	—	プリモ・ジ ヤパン(株)	代表取締役 澤野 直樹	東京都中央 区銀座三丁 目15番10号
6	—	—	—	ソニーマー ケティング (株)	代表取締役 糸川 滋	東京都品川 区北品川 5 丁目11番 3 号
7	—	—	—	チャコット (株)	代表取締役 馬場 昭典	東京都渋谷 区神南一丁 目20番 8号

3 変更の日

令和 2年11月 5日

4 変更した理由

店舗名称及び小売業者が正式に決定したため

5 届出の日

令和 2年12月22日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 1月13日から同年 5月13日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に

ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 5月13日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年1月14日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ緑店

名古屋市緑区徳重二丁目 201番地

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
建物屋上駐車場No.①— 1	251台	変更なし
建物南側駐車場No.①— 2	119台	変更なし
建物西側駐車場No.①— 3	34台	—
建物西側駐車場No.①— 4	48台	変更なし
建物南側駐車場No.①— 5	88台	変更なし
建物東側駐車場No.①— 7	43台	変更なし
建物南東側駐車場No.①— 8	108台	変更なし
建物南東側駐車場No.①— 9	19台	変更なし
建物東側駐車場No.①—10	49台	変更なし
建物南東側駐車場No.①—12	78台	変更なし
計	837台	803台

駐車場の位置については、縦覧によります。

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区 分	出入口の数	
	変更前	変更後
入口	7箇所	6箇所
出口	10箇所	9箇所
出入口	7箇所	変更なし
計	24箇所	22箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 2年10月31日

4 変更しようとする理由

一部駐車場における賃貸借契約終了のため

5 届出の日

令和 2年12月24日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

緑区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 1月14日から同年 5月14日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意

見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 5月14日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年1月14日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

食の殿堂 ユーストア萱場店

名古屋市千種区萱場二丁目1604番地 ほか 7筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
ピアゴ ラ フーズコア萱場店	食の殿堂 ユーストア萱場店

(2) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市千種区萱場二丁目1604 番地 外 7筆	名古屋市千種区萱場二丁目1604 番地 ほか 7筆

(3) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢市 天池五反田町 1番地	変更なし	代表取締役 関口 憲司	変更なし

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢市 天池五反田町 1番地	変更なし	代表取締役 関口 憲司	変更なし

3 変更の日

- (1) 店舗の名称については、令和 2年12月 4日
- (2) 店舗の所在地については、令和 2年12月24日
- (3) 設置者及び小売業者については、平成31年 4月15日

4 変更した理由

- (1) 店舗の名称については、名称変更のため
- (2) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (3) 設置者及び小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 2年12月24日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 1月14日から同年 5月14日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意

見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 5月14日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年1月14日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

食の殿堂 ユーストア萱場店

名古屋市千種区萱場二丁目1604番地 ほか7筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻		閉店時刻	
変更前	変更後	変更前	変更後
午前 9時00分	変更なし	午後 9時00分	午後12時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
建物東側駐車場	午前 8時30分から午後 9時30分まで	午前 8時30分から午前 0時30分まで
建物南側駐車場		午前 8時30分から午後10時00分まで

3 変更の日

令和3年2月10日

4 変更しようとする理由

営業計画の変更のため

5 届出の日

令和 2年12月24日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

千種区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 1月14日から同年 5月14日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 5月14日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課